

防災関係資料等使用承認要領

静岡県危機管理部

第1 趣旨

静岡県危機管理部が作製・刊行した防災関係資料等の使用について申し込みがあったときは、この要領の定めるところにより処理するものとする。

第2 対象

静岡県危機管理部が作製した刊行物等及び刊行物等の作製に使用した公表用データ(以下単に「公表用データ」という。)

第3 使用の承認の申し込み

第2の刊行物等又は公表用データを使用して、刊行物等の作製を希望するものは、様式第1号により、作製しようとする刊行物等の見本を添付して、静岡県危機管理部長(以下「危機管理部長」という。)あて申請書を提出しなければならない。

ただし、次の場合を除く。

- (1) 著作権法第32条により引用、転載する場合。
- (2) ふじのくにオープンデータカタログに掲載されているデータ。

第4 使用の承認

危機管理部長は、第3の申し込みを承認することが防災対策を推進するため適当と判断したときは、原則として無償で使用を承認し、様式第2号により、承認書を交付するものとする。

第5 使用の承認の条件

次に掲げる事項は、使用の承認の際の条件とする。

- (1) 記載内容の出所を明示すること。
- (2) 作製する刊行物等を、原則として対価の対象としないこと。
- (3) 第2の刊行物等の記載内容及び公表用データを他に転貸しないこと。
- (4) 第2の刊行物等の記載内容及び公表用データを申し込んだ目的以外の刊行物等に使用しないこと。
- (5) 作製した刊行物等を原則として2部、危機管理部長に提出すること。
- (6) 発行するための印刷事業者等との所要の調整は、使用の承認を受けた者において責任を持って行うこと。
- (7) 公表用データの使用の承認を受けた場合は、当該データの独占的使用を承認されたものと解してはならない。
- (8) 公表用データの使用の承認を受けた場合は、刊行物等の公表物の作製後、速やかに、使用の承認を受けたデータを危機管理部に返却し、作業用に複製物を作製したときは、その複製物を廃棄するものとする。刊行物等の公表物の作製を第3者に委託した場合も同様とする。

第6 第5の規定の適用の特例

- (1) 危機管理部長は、公表用データの使用の承認に際し、第5(2)の規定の適用に関しては刊行物等の公表物の作製経費について配慮するものとする。
- (2) 危機管理部長は、第5(5)の規定の適用に関しては刊行物等の性質により2部提出することが適切でないと認めるときは、提出部数を減じ、又は完成物の写真等の提出に代えることができる。

第7 承認の取り消し

使用の承認を受けた者が、第5又は第6の条件に違反することが判明したときは、危機管理部長は、直ちに承認を取り消すものとする。

第8 本要領はインターネットによる公開資料について準用する。

附 則

この要領は、平成 10 年 12 月 17 日から適用する。

この改正要領は、平成 14 年 11 月 27 日から適用する。

この改正要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この改正要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この改正要領は、平成 28 年 11 月 14 日から適用する。

この改正要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。